

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（令和6年10月1日改正）

赤字下線：今回改正箇所

改正前						改正後					
第3 業務費の内容及び積算 7 設計等における数値の扱い (3) 設計数量表示単位 (別表) 設計数量表示単位一覧表						第3 業務費の内容及び積算 7 設計等における数値の扱い (3) 設計数量表示単位 (別表) 設計数量表示単位一覧表					
区分	種別	細別	単位	数値	備考	区分	種別	細別	単位	数値	備考
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1			営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1			仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1				賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1			居住者		世帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1			動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1				店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1				事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>			その他通損		<u>仮住居、借家人、家賃減収(標準家賃調査あり)</u>	<u>世帯</u>
仮住居、借家人			世帯	1		仮住居、借家人、 <u>家賃減収(標準家賃調査なし)</u>			世帯	1	
移転雑費			所有者	1		移転雑費			所有者	1	

	その他	仮住居 <u>有</u>	世帯	1	
		仮住居 <u>無</u>	世帯	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	<u>補償説明等A</u>	権利者	1	
		<u>補償説明等B</u>	権利者	<u>1</u>	
	説明資料等の作成	<u>補償説明等A</u>	権利者	1	
		<u>補償説明等B</u>	権利者	<u>1</u>	
補償説明	<u>補償説明等A</u>	権利者	1		
	<u>補償説明等B</u>	権利者	<u>1</u>		

	その他	仮住居 <u>あり</u>	世帯	1	
		仮住居 <u>なし</u>	世帯	1	
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	<u>(削る)</u>	権利者	1	
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	説明資料等の作成	<u>(削る)</u>	権利者	1	
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
補償説明	<u>(削る)</u>	回	1		
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		

第6 建物等の調査

4 建物の調査

表6-5 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月22日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表6-7 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴

第6 建物等の調査

4 建物の調査

表6-5 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月22日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表6-7 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴

収して対応するものとする。

- ・[同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・[同要領第8条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ 鉄骨系 、 コンクリート系 、 木質系 ）

表 6-11 構造計算を行う場合（略）

注 1 （略）

注 2 本表は、[石綿要領第4条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・[同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・[同要領第8条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

6 工作物の調査

表 6-17 （略）

注 1 （略）

注 2 本表は、[石綿要領第4条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・[同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用

収して対応するものとする。

- ・[石綿要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・[石綿要領第7条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（ 鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む ）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ 非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く ）

表 6-11 構造計算を行う場合（略）

注 1 （略）

注 2 本表は、[石綿要領第3条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・[石綿要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・[石綿要領第7条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

6 工作物の調査

表 6-17 （略）

注 1 （略）

注 2 本表は、[石綿要領第3条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・[石綿要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用

- ・ **同要領第8条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-21 (略)

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領**第4条**に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・ **同要領第7条**に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・ **同要領第8条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-25 (略)

注 1～3 (略)

注 4 本表は、石綿要領**第4条**に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・ **同要領第7条**に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・ **同要領第8条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-35 (略)

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 (略)

第7 営業その他の調査

3 現地踏査

表 7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.26 人</u>	

- ・ **石綿要領第7条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-21 (略)

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領**第3条**に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・ **石綿要領第6条**に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・ **石綿要領第7条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-25 (略)

注 1～3 (略)

注 4 本表は、石綿要領**第3条**に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積り等を徴収して対応するものとする。

- ・ **石綿要領第6条**に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積りに要する費用
- ・ **石綿要領第7条**に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積りに要する費用

表 6-35 (略)

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注 2 (略)

第7 営業その他の調査

3 現地踏査

表 7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.34 人</u>	

			技師 B	<u>0.26人</u>	
--	--	--	------	--------------	--

4 営業に関する調査及び算定

表 7-3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
営業	事業所 (企業)	—	技師 A	<u>0.57</u>	<u>0.94</u>	<u>0.60</u>	<u>2.11人</u>		
			技師 B	<u>0.57</u>	<u>1.43</u>	<u>1.61</u>	<u>3.61人</u>		
			技師 C	<u>0.57</u>	<u>3.92</u>	—	<u>4.49人</u>		
			技師 D	—	—	<u>0.45</u>	<u>0.45人</u>		

注 (略)

6 居住者に関する調査

表 7-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人		
			技師 B	0.05	—	—	0.05人		
			技師 C	0.05	<u>0.05</u>	—	<u>0.10人</u>		

7 動産に関する調査及び算定

表 7-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	<u>0.20</u>	0.06	0.05	<u>0.31人</u>		
			技師 C	<u>0.20</u>	<u>0.12</u>	0.09	<u>0.41人</u>		
			技師 D	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>		

			技師 B	<u>0.34人</u>	
--	--	--	------	--------------	--

4 営業に関する調査及び算定

表 7-3

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
営業	事業所 (企業)	—	技師 A	<u>0.52</u>	<u>0.68</u>	<u>0.68</u>	<u>1.88人</u>		
			技師 B	<u>0.52</u>	<u>1.63</u>	<u>1.64</u>	<u>3.79人</u>		
			技師 C	<u>0.52</u>	<u>4.06</u>	—	<u>4.58人</u>		
			技師 D	—	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>		

注 (略)

6 居住者に関する調査

表 7-6

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人		
			技師 B	0.05	—	—	0.05人		
			技師 C	0.05	<u>0.08</u>	—	<u>0.13人</u>		

7 動産に関する調査及び算定

表 7-7

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人		
			技師 B	<u>0.23</u>	0.06	0.05	<u>0.34人</u>		
			技師 C	<u>0.23</u>	<u>0.16</u>	0.09	<u>0.48人</u>		
			技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>		

農家住家	戸	—	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.45</u> <u>0.45</u> —	— <u>0.05</u> 0.24 —	0.03 0.06 <u>0.12</u> <u>0.10</u>	0.03人 <u>0.56人</u> <u>0.81人</u> <u>0.10人</u>	
店 舗	店 舗	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.26</u> <u>0.26</u> —	— 0.05 0.18 —	0.03 0.04 <u>0.13</u> <u>0.09</u>	0.03人 <u>0.35人</u> <u>0.57人</u> <u>0.09人</u>	
事 務 所	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.17</u> <u>0.17</u> —	— <u>0.04</u> <u>0.11</u> —	0.03 0.04 0.10 0.07	0.03人 <u>0.25人</u> <u>0.38人</u> 0.07人	
工 場	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— 0.08 0.08 —	— <u>0.05</u> 0.10 —	0.02 0.03 <u>0.07</u> <u>0.03</u>	0.02人 <u>0.16人</u> <u>0.25人</u> <u>0.03人</u>	
倉 庫	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.13</u> <u>0.13</u> —	— 0.04 <u>0.12</u> —	0.02 0.03 <u>0.06</u> <u>0.06</u>	0.02人 <u>0.20人</u> <u>0.31人</u> <u>0.06人</u>	

注 (略)

8 その他通損に関する算定

表 7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定			
	<u>(新設)</u>	<u>(新)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

農家住家	戸	—	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.66</u> <u>0.66</u> —	— <u>0.06</u> 0.24 —	0.03 0.06 <u>0.09</u> <u>0.11</u>	0.03人 <u>0.78人</u> <u>0.99人</u> <u>0.11人</u>	
店 舗	店 舗	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.23</u> <u>0.23</u> —	— 0.05 0.18 —	0.03 0.04 <u>0.10</u> <u>0.07</u>	0.03人 <u>0.32人</u> <u>0.51人</u> <u>0.07人</u>	
事 務 所	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.18</u> <u>0.18</u> —	— <u>0.05</u> <u>0.12</u> —	0.03 0.04 0.10 0.07	0.03人 <u>0.27人</u> <u>0.40人</u> 0.07人	
工 場	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— 0.08 0.08 —	— <u>0.04</u> 0.10 —	0.02 0.03 <u>0.06</u> <u>0.04</u>	0.02人 <u>0.15人</u> <u>0.24人</u> <u>0.04人</u>	
倉 庫	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— <u>0.15</u> <u>0.15</u> —	— 0.04 <u>0.13</u> —	0.02 0.03 <u>0.07</u> <u>0.07</u>	0.02人 <u>0.22人</u> <u>0.35人</u> <u>0.07人</u>	

注 (略)

8 その他通損に関する算定

表 7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定			
<u>仮住居、借家人</u>	<u>世 帯</u>	<u>—</u>	<u>技師 A</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0.03</u>	<u>0.03人</u>	<u>補償額</u>	

(新設)		設)						
仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.13	0.13人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.52	0.52人	

又は家賃減収補償(標準家賃調査あり)			技師 B	—	—	0.06	0.05	0.11人	算定
			技師 C	—	—	0.16	0.14	0.30人	
仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査なし)	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.05	0.05人		
			技師 C	—	—	0.14	0.14人		
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定	
			技師 B	—	—	0.06	0.06人		
			技師 C	—	—	0.48	0.48人		

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定(仮住居又は借家人補償及び移転雑費)をまとめて発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり)	世帯	技師 A	—	0.02	0.10	0.12人	
		技師 B	0.25	0.06	0.16	0.47人	
		技師 C	0.25	0.17	0.74	1.16人	
		技師 D	—	—	0.09	0.09人	

注 (略)

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費)をまとめて発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり・標準家賃調査あり)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.12	0.16	0.56人	
		技師 C	0.28	0.40	0.71	1.39人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり・標準家賃調査なし)	世帯	技師 A	—	0.02	0.11	0.13人	
		技師 B	0.28	0.06	0.16	0.50人	
		技師 C	0.28	0.24	0.71	1.23人	
		技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 (略)

表 7-11

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10 人	
動産に関する調査及び算定		技師 B	<u>0.25</u>	0.06	0.11	<u>0.42 人</u>	
その他通損に関する算定 (仮住居なし)		技師 C	<u>0.25</u>	<u>0.17</u>	<u>0.61</u>	<u>1.03 人</u>	
		技師 D	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09 人</u>	

注 本表は、表 7-10 より表 7-9 (仮住居又は借家人補償) の人員を控除したものである。

第 1 1 再算定業務

(略)

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを基本とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

第 1 2 土地評価

(略)

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

第 1 3 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法並びに建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 13-1 の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が 2 名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表 7-11

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10 人	
動産に関する調査及び算定		技師 B	<u>0.28</u>	0.06	0.11	<u>0.45 人</u>	
その他通損に関する算定 (仮住居なし)		技師 C	<u>0.28</u>	<u>0.24</u>	<u>0.57</u>	<u>1.09 人</u>	
		技師 D	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07 人</u>	

注 本表は、表 7-10 下段より表 7-9 中段の人員を控除したものである。

第 1 1 再算定業務

(略)

1 打合せ協議

中間打合の回数は下記を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(1) 3再算定業務（再調査不要）の場合：計上しない

(2) 4再調査業務の場合：1回

第 1 2 土地評価

(略)

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

第 1 3 補償説明

補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、宮崎県県土整備部公共用地取得事務取扱要領第 11 条に定められた土地調書及び物件調書、同要領第 18 条に定められた契約書並びに宮崎県県土整備部公共用地取得事務取扱要領の運用について 10 に定められた損失補償協議

また、補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、本表の区分ごとの補正率欄に掲げる補正を行うものとする。

書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。
 なお、この場合の歩掛は、請負者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

(削る)

表 13-1

区 分	判 断 基 準	補正率	
補償説明等A	用地調査等業務共通仕様書第10章第125条(移転工法案の検討)の移転計画を行ったもの又はこれに準ずると認められるもの	二	
補償説明等B (補償説明等A以外のもの)	全体的な判断基準	個別的な判断基準	
	イ 土地のみ	(1) 土地のみのもの (2) 土地に困障等の簡易な附帯工作物又は立竹 木が存するもの (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立 看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	0.50
	ロ 土地及び工作物等	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの (2) 機械設備、生産設備等が存するもの (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの	0.80
ハ	土地及び建物	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの (2) 居住用以外の用(住居用併用を含む。)に供されている借家人	1.00

		<u>に係るもの</u>	
<u>三</u>	<u>土地及び建物並びに営業</u>	<u>土地、建物を所有し、営業を行っている（住居用併用を含む。）補償に係るもの</u>	<u>1.30</u>

注1 土地の定義には、借地権を含む。

注2 墳墓所有者（土地及び墓石等）は、「B-イ」を適用するものとする。

注3 借地権に基づく建物所有者は、「B-ハ」を適用するものとする。

注4 「B-ロ」の機械設備等の判断基準は原則として、(1)の場合は、土地所有権に基づくもの、(2)の場合は、土地所有権を有するもの以外のものに適用するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

表13-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	<u>0.54人</u>	
			技師 A	<u>0.54人</u>	
			技師 B	<u>0.54人</u>	

注 現地踏査は、表13-1の区分を行わないものとする。

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-3、補償説明等Bにあつては表13-4により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-3

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-1により行うものとする。

表13-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	<u>0.40人</u>	
			技師 A	<u>0.40人</u>	
			技師 B	<u>0.40人</u>	

(削る)

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-2により行うものとする。

(削る)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	二	主任技師	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 A	0.54	0.81	1.35 人	
			技師 C	0.27	0.39	0.66 人	

注1 補償説明等Aは、主任技師1名、技師A2名、技師C1名の合計4名編成によって行うことを前提としたものであり、表13-3に表示する技師Aは2名分の人員数である（以下、補償説明等Aの歩掛について同じ。）。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06 人	
			技師 A	0.08	0.06	0.14 人	
			技師 C	0.08	0.06	0.14 人	

注1 補償説明等Bは、技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表13-1の補償説明等B-ハを基準としたものであり、表13-1の区分により補正を行うものとする。

注3 直接人件費 = 表13-1の補正単価 × 表13-1の区分ごとの権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあっては表13-5、補償説明等Bにあっては表13-6により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	二	主任技師	—	0.54	0.54 人	
			技師 A	—	2.97	2.97 人	

(削る)

表13-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.02	0.02 人	
			技師 A	0.01	0.02	0.03 人	
			技師 C	0.01	0.02	0.03 人	

注1 技師A1名、技師C1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

(削る)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表13-3により行うものとする。

(削る)

			技師 C	二	2.28	2.28人	
--	--	--	------	---	------	-------	--

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表 13-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	—	0.17	0.17人	
			技師 C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛は、表 13-1 の補償説明等B-ハを基準としたものであり、表 13-1 の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表 13-1 の補正単価 × 表 13-1 の区分ごとの権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあっては表 13-7、補償説明等Bにあっては表 13-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表 13-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	二	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師 A	10.97	1.62	12.59人	
			技師 C	5.57	2.43	8.00人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表 13-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.97	0.10	2.07人	
				1.97	0.58	2.55人	

(削る)

表 13-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	二	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	—	0.09	0.09人	
			技師 C	—	0.15	0.15人	

(削る)

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 13-4により行うものとする。

(削る)

表 13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	回	二	主任技師	—	0.01	0.01人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14人	
				0.13	0.12	0.25人	

			技師 C				
--	--	--	------	--	--	--	--

注1 本表の歩掛は、表 13-1 の補償説明等B-ハを基準としたものであり、
表 13-1 の区分により補正を行うものとする。

注2 直接人件費=表 13-1 の補正単価×表 13-1 の区分ごとの権利者数

第15 地殻変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

表 15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	
			技師 C	0.50 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-2 により行うものとする。

ただし、[一] 5事後調査及び6算定と併せて費用負担の説明を予定している権利者については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考

			技師 C				
--	--	--	------	--	--	--	--

(削る)

注 直接人件費= 単価 × 回

第15 地殻変動影響調査等

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

2 現地踏査

表 15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.60 人	
			技師 B	0.60 人	
			技師 C	0.60 人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-2-2 により行うものとする。

ただし、[一] 5事後調査及び6算定と併せて費用負担の説明を予定している権利者については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考

概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10人</u>	
			技師 C	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10人</u>	

注1・注2（略）

4 説明資料の作成等

表 15-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技師 C	—	<u>0.24</u>	<u>0.24人</u>	

注（略）

5 費用負担説明

表 15-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
			技師 A	<u>1.57</u>	<u>0.08</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 C	<u>1.57</u>	<u>0.46</u>	<u>2.03人</u>	

注（略）

概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09人</u>	
			技師 C	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09人</u>	

注1・注2（略）

4 説明資料の作成等

表 15-2-3

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技師 C	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	

注（略）

5 費用負担説明

表 15-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技師 A	<u>1.45</u>	<u>0.10</u>	<u>1.55人</u>	
			技師 C	<u>1.45</u>	<u>0.36</u>	<u>1.81人</u>	

注（略）